

1948年イギリス国籍法における 国籍概念の考察

——入国の自由の観点から——

宮内紀子

目次

第1章：はじめに

第2章：イギリスの国籍法制をめぐって

1. 1948年イギリス国籍法制定以前

1-1. 1914年イギリス国籍および外国人の地位に関する法律

1-2. ドミニオンの独立とコモン・コードの崩壊

2. 1948年イギリス国籍法

2-1. コモンウェルス市民

2-2. アイルランド市民

2-3. BPPs

3. 小括

第3章：コモンウェルス市民を対象とした移民法制

1. 1962年コモンウェルス移民法制定以前

2. 1962年コモンウェルス移民法をめぐって

2-1. 1962年コモンウェルス移民法について

2-2. 国内統合のための移民規制

2-3. ケニアのアジア人の流入

3. 1968年コモンウェルス移民法とパウエリズムをめぐって

3-1. 1968年コモンウェルス移民法について

3-2. 1971年移民法制定の背景

4. 1971年移民法とウガンダのアジア人をめぐって

4-1. 1971年移民法について

4-2. 1981年イギリス国籍法制定の背景

5. 小括

第4章：結論にかえて

第1章：はじめに

「外国人」という分類は、憲法の教科書などで、人権の享有主体性をめぐる問題として、天皇・皇族および法人とならべられており、⁽¹⁾ そのなかでも「とくに多くの問題がある」⁽²⁾ とされている。「外国人」には、権利性質説にしたがい、権利の性質上適用可能であるかぎり、保障がおよぶとされるが、参政権や入国の自由などをはじめとする一部の権利や自由には、その保障はおよばないとされている。そして、近年までに「権利性質説論を議論枠組みとすることが完全に定着」⁽³⁾ することにより、その前提となっている権利の主体が「日本国民」であるか、あるいは「外国人」という二元論も同時に固定化されている。ここでいう「日本国民」と「外国人」を区分しているのは、日本国籍の有無である。

国籍とは、一般的に、特定の国家と人を結びつける「個人の特定の国家の構成員たるの資格」⁽⁴⁾ あるいは「法的な紐帯」⁽⁵⁾ と定義されている一方、憲法学的観点からは「法的地位」と結び付けられ、「日本国民たる要件」とは「日本国を構成する人たるの資格を有する」ことであり、それは、「日本国籍を有する」⁽⁶⁾ ことであるとされている。つまり、日本国籍を有する者が日本国民であり、さまざまな権利や自由を当然に享受する。そのため、

(1) 芦部信喜『憲法』（岩波書店，第5版，2011年）92頁。同内容，長谷部泰男『憲法』（新世社，第5版，2011年）115頁および，野中俊彦ほか『憲法I』（有斐閣，第4版，2006年）219頁。

(2) 芦部・前掲注(1)91頁。

(3) 柳井健一「外国人の人権——権利性質説の再検討」愛敬浩二（編）『人権の主体』（法律文化社，2011年）170頁。

(4) 平賀健太『国籍法（上）』（帝國判例出版社，1950年）1頁。

(5) 江川英文ほか『国籍法』（有斐閣，第3版，1997年）3頁。

(6) 佐藤幸治「第10条〔国民たる要件〕」樋口陽一ほか『注解法律学全集 憲法I〔前文・第1条—第20条〕』（青林書院，1994年）199頁。

国籍は、「我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受けるうえで意味を持つ重要な法的地位⁽⁷⁾」とされるのである。

これらを前提とした「外国人の人権論」は、人権の性質を考慮して、その保障の範囲を拡大させようとしてきたのであるが、そもそも、「外国人」は出入国管理法制の枠組みの中に位置づけられているのであって、「外国人の人権論」という議論の構成自体に、議論の限界があるとの指摘がなされている⁽⁸⁾。また、日本国籍の有無による権利の主体の二元論を展開する従来の憲法論では、「同国人という特定の人々の権利のみを保障しようとするもの」であり、「普遍的に保障されるはずの権利が、外国人であることを理由にきわめて不完全な形でしか保障されない⁽⁹⁾」とも指摘されている。

近年では、「外国人の人権論」に対して、権利の性質説からのアプローチではなく、「外国人」という分類からアプローチがおこなわれおり⁽¹⁰⁾、「外国人の人権」をめぐる議論は新しいパラダイムが展開され始めている。

「外国人」という分類をとらえなおすにしても、国籍概念に対する憲法学的考察は、いまだ不十分であり⁽¹¹⁾、「国籍制度というものの自体がもって

(7) 最大判平成20年6月4日（退去強制令書発付処分取消等請求事件：平成18年（行ツ）第135号，国籍確認請求事件：平成19年（行ツ）第164号）民集第62巻6号1372頁。

(8) 安念潤司『『外国人の人権』再考』樋口陽一ほか（編）芦部信喜先生古希祝賀『現代立憲主義の展開（上）』（有斐閣，1993年）163頁－181頁のほか、日比野勤「外国人の人権（3）」法学教室第218号（1998年）65頁－82頁。

(9) 長谷部恭男『憲法の理性』（東京大学出版会，2006年）118頁。

(10) 柳井健一「国民と外国人の間——判例法理における『外国人の人権』論の再検討——」法と政治60巻1号（2009年）1頁－24頁。

(11) 国籍概念に関する研究は、柳井健一「憲法学における国籍研究の意義・試論」早稲田大学大学院法研究論集第80号（1997年）361頁－384頁ほか、門田孝「憲法における『国籍』の意義」憲法問題9号（1998年）115頁－128頁、栗田佳泰「多文化社会における『国籍』の憲法的考察——リベラ

る限界⁽¹²⁾」を踏まえつつ、国籍概念を再検討する必要がある。そして、新たな国籍概念を構築したうえで、「外国人」のみならず「日本国民」も含めて人権享有主体性を議論すべきなのではないかと思われる。

本稿では、イギリスを分析対象とすることで、国籍概念を再考するための示唆を得ることとする。歴史や国籍法制そのものが異なるために、イギリスの国籍概念への考察を直接的に日本の国籍概念に対して言及することはできない。そのため、本稿は、イギリスの国籍概念の考察を主たる目的とする。

本稿でイギリスを研究対象としたのは、イギリスの国籍法制において、イギリスの国籍と入国の自由との間に齟齬が生じていたことに着目したからである。この齟齬が、国籍概念を再考するにあたり、非常に興味深いことであり、新たな国籍概念のとらえ方への1つの示唆となりうるものと思われるからである。

本稿の対象は、具体的には、1948年イギリス国籍法⁽¹⁴⁾（以下「1948年法」

ルナショナリズム論における国籍とは——」憲法理論研究会（編）『憲法変動と改憲論の諸相〈憲法論叢書16〉』（敬文堂、2008年）33頁－45頁などがある。また、2008年の国籍法第3条1項違憲判決後に、青柳幸一ほか「第3回 外国人の選挙権・公務就任権」ジュリスト1375号（2009年）67頁－85頁、高橋和之ほか「国籍法意見判決をめぐる」ジュリスト1366号（2008年）44頁－76頁および長谷部恭男ほか「グローバル化する世界の法と政治」ジュリスト1378号（2009年）4頁－28頁などの座談会で国籍の意義について議論されている。

(12) 青柳ほか・前掲注(11)69頁 [柳井発言]。

(13) 本稿では、イギリス本島および諸島、北アイルランドを含めイギリスとする。チャンネル諸島およびマン島は含めない。

(14) British Nationality Act 1948 (BNA 1948) (11 & 12 Geo 6 1948 c 56)。本稿はイギリス法をおもに扱うこともあり、引用に際しては、基本的に The Oxford Standard for Citation of Legal Authorities, 'OSCOLA Fourth edition' <http://www.law.ox.ac.uk/published/OSCOLA_4th_edn.pdf> にしたが

と略す)と、イギリスの国籍を有する者を対象とした3つの移民法⁽¹⁵⁾であり、これらを通じてイギリスの国籍概念を考察する。1981年イギリス国籍法⁽¹⁶⁾(以下「1981年法」と略す)は、1948年法と移民法の構造を一致する目的で制定されたものであり、1948年法と構造が異なるため、本稿では対象としない。

上記のように、現在のところ、国籍は、ある個人がさまざまな権利を享受できるか否かに関わっている。本稿は、とりわけ、入国の自由から国籍概念を考察する。それは、憲法上の諸権利の保障の実現を図る際に、国籍国への入国の自由がきわめて重要な役割を果たしていると考えられるからである。国籍国の領土外で、ある個人の権利あるいは自由が侵害された場合、現在のところ、国籍にしたがいその侵害の回復がおこなわれることは困難であり、ほとんどの場合は、侵害がおこなわれている、あるいは生じている場所で回復されている。そのため、憲法上、いかなる人権が保障されていたとしても、当該国家への入国が保障されていないと、そのほかの憲法上の人権保障の実現は確保できないことが多いと考えられる。とくに、イギリスは、入国規制が厳格であり、イギリス国内でいかなる自由が認められていたとしても、当該個人に入国の自由が認められないかぎり、イギリス国外でそれらを楽しむことができない。また、国際慣習法上、国家は、自国民の受け入れ義務を有する一方、出入国管理は各国独自の政策が反映される領域であり、外国人の受け入れについては原則、自由な裁量を有するとされている。そのため、出入国管理法制での当該国家への入国権

う(2011年6月6日現在)。

(15) 本稿で、研究対象とする移民法は、1948年法における国籍を有している者のみに適用された移民法である。そのため、外国人にのみ適用された移民法は、イギリスの国籍概念を考察する本稿の目的とは異なるために検討の対象とはしない。

(16) British Nationality Act 1981 (1981 c 61)。

を有している者は、当該国家の国民であると考えられるのである。

本稿では、イギリスへの入国の自由という点から国籍概念を明らかとするため、第2章は1948年法を中心とするイギリス国籍法について、第3章はコモンウェルス市民を対象とした移民法について述べ、第4章で、イギリスの国籍概念を明らかにする。

第2章：イギリスの国籍法制をめぐって

イギリスの国籍とはいったい何か、あるいは国民とは誰を指すのか。この問いに答えることは容易ではない。日本のように、自国国籍を有している者が自国民であるとされていない。そもそも、イギリスでは、「イギリス国民」がいったい何であるのかが明確ではないのである。これは、イギリスが不文憲法を採用していることが主な要因の1つであり、また以下で述べるように、戦前のイギリスの帝国としての歴史が国籍制度や国民概念に強く影響したことも要因の1つであると考えられる。

本章は、1948年法を中心的に述べるものであるが、その前に、1948年法の基礎となった国籍に関する制定法および1948年法をめぐり背景についても合わせて述べることにする。

1. 1948年イギリス国籍法以前

1-1. 1914年イギリス国籍および外国人の地位に関する法律

イギリスの国籍に関する最初の制定法は、1914年イギリス国籍および外国人の地位に関する法律⁽¹⁷⁾（以下「1914年法」と略す）である。

しかし、本法制定以前にコモン・ロー上には、イギリスの国籍の生来取得が出生地主義であることなど、国籍に関する原則⁽¹⁸⁾が存在しており、原則

(17) British Nationality and Status of Aliens Act 1914 (BN & SA act 1914) (485 Geo 5 1914 c 17).

的に、国王の領土内で出生した者はイギリス臣民とされ⁽¹⁹⁾、そうでない者は外国人とされていた。イギリス臣民とされた者は国王への忠誠義務を負う⁽²⁰⁾一方、国王はイギリス臣民に対する保護義務を有しており、イギリス臣民と国王は相互的義務を有していた。

1914年法は、これらを基本的に踏襲するもので、すべての自然人はイギリス臣民あるいは外国人⁽²¹⁾のいずれかとされた⁽²²⁾。そして、その適用は植民地および自治領を含む帝国領土の全体におよび「コモン・コード⁽²³⁾」(Common Code)とされ、イギリス臣民は、帝国領土内での共通の地位

(18) 国籍取得にまつわる諸原則、つまり生来的国籍取得で生地主義を採用し、国王と臣民の間の忠誠義務の2点を初めて確認したのが、カルヴィン事件であった。*Calvin v Smith* (1608) 77 ER 377 (KB). カルヴィン事件をめぐる詳細は、柳井健一『イギリス近代国籍法史研究 憲法学・国民国家・帝国』(日本評論社、2004年) 37頁-71頁を参照のこと。

(19) もととは、国王の主権がおよばない領域でイギリス人を父として出生した者は、その出生により、イギリス臣民とされなかった。しかし、相続などの財産をめぐる問題が生じるようになり、イギリス臣民を父とする者は、その出生により、イギリス臣民の地位を取得できるとされた。

(20) イギリス臣民の国王への忠誠は、政治における忠誠であり、個人的な領域にまでおよぶものではなかった。また、イギリス臣民の国王への忠誠は、国王と臣民の間の直接的関係であり、忠誠義務は永久的なものでイギリス臣民である限り破棄できるものではなく、ほかに複数の忠誠義務を有することも不可能であったとされている。See, Clive Parry, *British Nationality, including Citizenship of the United Kingdom and Colonies and the Status of Aliens* (STEVENS & SONS 1951) 7.

(21) イギリス臣民とは、「生来のイギリス臣民である者、あるいは帰化証明が認められた者、領土の併合により、国王陛下の臣民となった者」。BN & SA ACT 1914 s 27(1).

(22) 外国人は「イギリス臣民でない者」と定義された。ibid s 27(1). 外国人は、イギリス国内の動産および不動産の取得、保持および処分に関して、生来のイギリス臣民と同等な権利を付与されていたが、その他の権利については大きく制限されていた。ibid s 17.

とされた。原則的には、イギリスで出生しようと植民地で出生しようとすべてイギリス臣民であり、イギリスの出入国管理法制で、平等に取り扱われており、自由に入国することができた。⁽²⁴⁾

1-2. ドミニオンの独立とコモン・コードの崩壊

1914年法制定当時、自治領の法的権限は一部制限されていたが、第1次世界大戦を通じて自治領の国際的地位が急激に高まっていた。⁽²⁵⁾そのため、1926年にバルフォア卿を委員長とする帝国会議の委員会で「バルフォア報告書」が提出され、イギリスと自治領は「一方が他方に決して従属しないイギリス帝国内の自治的共同体」⁽²⁶⁾と定義され、自治領の地位が独立したものであると宣言された。その後、1931年にはウェストミンスター法(Statute of Westminster)が公布され、カナダ、オーストラリア、ニュー

(23) 本法は、第1部は生来のイギリス臣民について、第2部では外国人の帰化について、第3部では結婚した女性の地位と手続きに関して規定しており、第1部と第3部は、イギリス帝国の全地域に適用されることとなっていた。第2部の適用については自治領の立法府の決定によるとしていたが、大半の自治領が第2部を継承し、帝国全体に適用される「コモン・コード」となった。

(24) この平等な取扱いは、イギリスへの入国についてのみであり、イギリス以外の帝国領土では、イギリス臣民であるから当然に自由に入国できるということの意味しなかった。詳細は、Ann Dummett and Andrew Nicol, *Subject, Citizens, Aliens and Others* (Weidenfeld and Nicolson 1990) 123-124.

(25) 例えば、1919年のパリ講和会議では、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドおよび南アフリカ連邦がイギリスとは別にそれぞれの代表を派遣し、ベルサイユ条約では各ドミニオンは独立国として署名し、各自治領の議会での批准をおこなった。また国際連盟にはニューファウンドランドを除いた自治領がそれぞれに正式に加盟した。

(26) 訳出に際しては、松田幹夫『国際法上のコモンウェルス——ドミニオンの中立権を中心として——』(北樹出版、1995年)12頁に依拠した。

ジーランド、南アフリカ連邦、アイルランド自由国⁽²⁷⁾およびニューファウン
ドランドがドミニオンであると規定され、法的に、立法上の自主権を確立
することとなった。

また、カナダが⁽²⁸⁾1921年にカナダ国民法でカナダ国民を規定し、南ア
フリカ連邦が⁽²⁹⁾1927年に南アフリカ連邦国籍および国旗法で南アフリカ連邦
の市民を規定しこともあり、1930年の帝国議会では、ドミニオンはそれ
ぞれに国籍法を制定できるとされた。このようにして、帝国内でドミニ
オンが独立性を高める一方、「コモン・コード」は維持された。しかし、ア
イルランド自由国が⁽³⁰⁾1935年アイルランド国籍および市民権法を制定する
ことにより、ドミニオンでありながら、「コモン・コード」から脱退しよ
うとしていた。

アイルランド自由国は、1935年アイルランド国籍および市民権法で、
アイルランド自由国に関する限り、イギリスの国籍にまつわるコモン・ロー
はアイルランド自由国において廃止される⁽³¹⁾とした。これはつまり、1914
法によれば、アイルランド自由国で出生した者はイギリス臣民であるが、
1935年アイルランド国籍および市民権法にのっとれば、コモン・ローが
廃止されるので、イギリス臣民ではないということであった。

アイルランド自由国市民がイギリス臣民であるか否かは、争われること

(27) アイルランド島は、1541年、国王の自治領とされ、1801年連合法
(Act of Union 1801 (40 Geo. III c. 67)) によりイギリスの一部とされてい
た。1922年アイルランド自由国憲法 (Constitution of the Irish Free State
(Saorstát Eireann) Act 1922 (no 1 of 1922)) により、アイルランド自由国
となった。

(28) Canadian Nationals Act 1921 (1921 c 4).

(29) Union Nationality and Flags Act 1927 (no 40 of 1927).

(30) Irish Nationality and Citizenship Act 1935 (no 13 of 1935).

(31) *ibid* s 33.

がなく、明らかとされなかった。その後、アイルランド自由国は1937年に憲法を改正し、国名を「エール」と改めることにより、主権を有する独立した民主国家であるとした。⁽³²⁾ エールによると、エールはドミニオンでもなく独立国であり、エール市民はイギリス臣民ではないとした。一方、イギリスは、1937年にアイルランド自由国はエールへと名称変更をおこなったのみであり、エール市民は依然としてイギリス臣民であるとし、⁽³³⁾ 「コモン・コード」は維持された。

しかし、1946年のカナダによる市民権制定のための法案が、⁽³⁴⁾ イギリス臣民とカナダ市民権の関係を逆転させることで、「コモン・コード」を維持することが困難になってしまうのであった。従来、カナダ市民権はイギリス臣民に対し従属的關係を有しており、イギリス臣民からカナダ市民権が引き出されていたが、本案は、カナダの自国民を規定したうえで、その者をイギリス臣民であるとした。⁽³⁵⁾ カナダ市民権を基礎にイギリス臣民が認められ、イギリス臣民とカナダ市民権との関係が逆転することとなり、カナダの自国民の設定可能範囲が大幅に広がったのである。そして、一部の

(32) Constitution of Ireland 1937 art 5. アイルランド市民権法も合わせて変更されている。Irish Nationality and Citizenship (Amendment) Act 1937 (no 39 of 1937).

(33) エール市民の法的地位が確認されたのは、マレー対パークス事件である。Murray v Parkes [1942] 2 KB 123 [1942] 1 ER 558. See, Frederick A. Mann, 'The effect of changes of sovereignty upon nationality', (1942) 5 MLR 218. なお、当論文は、のちに *Studies in International law* (Clarendon Press 1973) 515-523 に所収されている。

(34) 本案を基礎として、1946年カナダ市民権法が制定されることとなった。Canadian Citizenship Act, S. C. 1946, c 15.

(35) See, Parliamentary Debates, House of Commons, Dominion of Canada, 2nd Session 1945, vol. II, col. 1336, 22 October 1945. 1946年カナダ市民権法にもカナダ市民は依然としてイギリス臣民であると宣言されていた。Canadian Citizenship Act s 21.

イギリス臣民がカナダでカナダ市民として取り扱われない、あるいは一部のカナダ市民が他のコモンウェルス構成国でイギリス臣民とは認められないという事態が生じるおそれがあった。

この問題はカナダのみにとどまらず、このカナダ市民権の構造の採用が他のコモンウェルス構成国に広がった場合、すべてのコモンウェルス構成国を平等とするウェストミンスター体制が崩壊してしまう、あるいはこれを採用したコモンウェルス構成国がコモンウェルスを離脱しなければならないといった事態が生じるおそれもあった。

これを受けてイギリス政府は、1946年5月に首脳会議を開催し、コモンウェルス構成国の間に共通の地位を維持することを確認し、1947年2月には、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ連邦、エール、ニューファウンドランド、南ローデシア、ビルマ、セイロンおよびインドの高等弁務官がオブザーバーとして参加し、イギリス臣民とかわる、新しい地位について協議をとりおこなった。

2. 1948年イギリス国籍法

カナダ市民権の構造およびドミニオンの独立性を受け入れることを目的として、1949年より施行されたのが1948年法である。本法では、イギリス臣民の国王への忠誠義務が廃止され、「イギリス臣民」と「コモンウェルス市民」(以下「コモンウェルス市民」と統一する)が互換的に使用されるようになった。⁽³⁶⁾本法では、外国人のほか、イギリス保護民(British

(36) 「イギリス臣民」という用語がインドやパキスタンなどにとって脱却を望む帝国支配の過去と非常に強くつながっていた。そのため、インドやパキスタンなど新たにコモンウェルスに加盟した国々が新しい共通の地位に反対する、あるいはコモンウェルスを脱退するのではないかとイギリス政府が危惧し、配慮した結果、「コモンウェルス市民」が互換的に用いられるようになったとされる。See, Rieko Karatani, *Defining British citizen-*

Protected Persons, 以下「BPPs」と略す) およびエール市民に関する事項も規定されていた。外国人は、「コモンウェルス市民, BPPs およびエール市民ではない者⁽³⁷⁾」とされており, コモンウェルス市民, BPPs およびエール市民は, イギリスの国籍を有する者とされた⁽³⁸⁾。

2-1. コモンウェルス市民

本法で規定されたコモンウェルス市民は, 3つに分類されていた。①イギリスおよび植民地市民 (Citizens of the United Kingdom and Colonies, 以下「CUKCs」と略す), ②独立自治領 (ドミニオン) の市民 (Citizens of Independent Commonwealth Countries), ③市民権を持たないイギリス臣民 (British subjects without citizenship) である。1914年法でイギリス臣民であった者は, コモンウェルス市民とされ, いずれかの地位を有した。

CUKCs はイギリスおよび植民地⁽³⁹⁾につながりを有する者で, 独立自治領の市民の地位は, 各ドミニオン⁽⁴⁰⁾の市民の地位を通じて取得された。市民権を持たないイギリス臣民とは1914年法のイギリス臣民のうち, CUKCs および独立自治領 (ドミニオン) の市民に該当しなかつた者⁽⁴¹⁾とされていた。

ship: empire, commonwealth, and modern Britain (Frank Cass 2003) 122.

(37) BNA 1948 s 32(1).

(38) See, Parry (n 20) 62.

(39) 1948年法は, 植民地の文言に, チャンネル諸島およびマン島を含むとしていた。BNA 1948 s 33(1).

(40) ここでいうドミニオンとは, 具体的には, カナダ, オーストラリア, ニュージーランド, 南アフリカ連合, ニューファウンドランド, インド, パキスタン, 南ローデシアおよびセイロン。ibid s 1(3).

(41) ibid s 13. 9つのドミニオンの中で, 市民権法の制定が間に合わないといった状況 (カナダやセイロンは1949年1月以前に施行されたが, ニュージーランドは1949年1月1日に施行された) が生じていたため, もともとは, それぞれの市民権が制定されるまでの, 移行的措置として規定された

ドミニオンが帝国にとどまりながら、独立性を高め、植民地とは異なる地位を求めたため、コモンウェルス市民は形式的に3つに分類されたのであり、コモンウェルス市民である限り、イギリスへの入国はすべて平等に取り扱われた。

2-2. アイルランド市民

上記のとおり、アイルランド自由国市民およびエール市民がイギリス臣民であるか否かをめぐって問題が生じていたが、1914年法では、これらの者はすべてイギリス臣民とされていた。

1948年法では、1935年アイルランド国籍および市民権法が二重国籍を認めていなかったため⁽⁴²⁾、エール市民を自動的にコモンウェルス市民としなかった。1949年1月1日以前にイギリス臣民であったエール市民は、内務大臣に、その地位の維持を望んでいることを書面にして提出することにより、いかなるときでも、その地位の維持が可能であり⁽⁴⁴⁾、また、登録によって⁽⁴⁵⁾ CUKCsの地位が取得できるとされた。

地位であった。しかし、何らかの事情により、それらの国の市民権を取得できなかった者も、この地位に該当した。

(42) HL Deb 21 June 1948, vol 156, cc 1036.

(43) 1948年法が施行されていた1949年から1982年まで。1983年に施行された1981年法では、アイルランド共和国市民がイギリス市民 (British Citizens) となるには、帰化あるいは5年間の定住ののちの登録が必要となった。ただし、一部の者には、1948年法と同様に、1914年法上の地位を保持することが認められていた。BNA 1981 s 31.

(44) 1949年以前に北アイルランドとのつながりによりイギリス臣民であった者は、CUKCsとされ、1949年1月1日以降に北アイルランドで出生した者もCUKCsとされた。1949年1月1日以降にエールで出生した者はエール市民権を取得するのみであった。See, Laurie Fransman, *Fransman's British Nationality Law* (3th edn, Bloomsbury Professional 2011) 1018.

(45) BNA 1948 s 6(1).

エールは、1949年4月18日にアイルランド共和国として独立し、⁽⁴⁶⁾ コモンウェルスから脱退したが、依然として「外国ではない」と⁽⁴⁷⁾ された。1948年法上の取扱いに大きな変更はなく、登録により CUKCs の地位を取得することができたほか、イギリスに自由に入国することが可能であったことから、アイルランド共和国市民は「外国人としてよりもむしろ、コモンウェルス市民として扱われ」⁽⁴⁸⁾ たとされている。

2-3. BPPs

BPPs とは、1800年代後半より存在していた⁽⁴⁹⁾ 分類であったとされ、その地位は制定法ではなく、国王大権によるものであった。⁽⁵⁰⁾ BPPs に該当するのは、「領土的統治権よりも、国王陛下と一切の権限の加護のもと、国王陛下の保護対象であった者」で、その多くは、「保護領のように、国王陛下が完全な領土的統治に至っておらず、管轄および裁量に関して、あまり権限を有しない地域、あるいは、反対に、広く権限を有する地域とのつながり」⁽⁵¹⁾ を有する者であった。

(46) Republic of Ireland Act 1948 (no 22 of 1948).

(47) Ireland Act 1949 (12 & 13 Geo 6 c 41) s 2.

(48) Fransman (n 44) 1018.

(49) 1800年代後半とされているものの、「この頃の制定法にはみられない」とされている。ibid 144.

(50) Dummett and Nicol (n 24) 125.

(51) Parry (n 20) 10. 具体的には、「保護領」、「保護国」、「委任領」および「信託統治領」であった。保護領とは「国内統治機構がない保護領土」であり、「イギリスは、保護領の防衛や諸外国との外交のような対外的事項を統制したのみではなく、領土内の管理をおこなう行政部を設立した」とされる。Fransman (n 44) 69. 保護国とは「国王陛下の自治領以外の諸外国」をさし、「国内統治機構が存在していた場所であり、したがってイギリスは当該国家の対外的事項のみを統制した」とされている。Fransman (n 44) 71.

1914年法では、BPPsは外国人とされており、イギリス臣民となるには⁽⁵²⁾ 帰化によるほかなかった。⁽⁵³⁾ 「イングランド（あるいはイギリス）では、イギリス国籍はイギリス臣民が有するとされており、BPPsは、外国人として⁽⁵⁴⁾ 取り扱われていた」が、「諸外国の観点からすると、BPPsのような者はイギリス臣民と区別することができず⁽⁵⁵⁾」、国際的には、イギリスの国民として取り扱われていたようである。なお、1945年までに、BPPsの地位を有していた者は、「約1億人⁽⁵⁶⁾」であったとされる。

BPPsは、1948年法で外国人の定義に含まれず、1914年および1919年外国人規制法の外国人にも⁽⁵⁷⁾ 含まれないとされた。⁽⁵⁸⁾ しかしながら、BPPsは、依然としてイギリスへの入国の自由が認められておらず⁽⁵⁹⁾、また、CUKCsの地位を取得するには、外国人同様、帰化しか手段がなく⁽⁶⁰⁾、「実質的には外国人と同様の取扱い⁽⁶¹⁾」がなされていたとされている。

(52) BN & SA act 1914 s 27(1).

(53) *ibid* s 2.

(54) Parry (n 20) 11.

(55) Dummett and Nicol (n 24) 77.

(56) *ibid* 125.

(57) Aliens Restriction Act 1914 (4 & 5 Geo 5 c 12) s 34(3) and Fourth sch, pt II and amended Aliens Restriction (Amendment) Act 1919 (9 & 10 Geo 5 c 92) s 15.

(58) BNA 1948 s 3 (3).

(59) *R v Secretary of State for the Home Department ex p Thakrar* [1974] QB 684 [1974] 2 All ER 261.

(60) BNA 1948 s 10. 帰化には12ヵ月の在留要件が、規定されていたが、BPPsの場合は、内務大臣の裁量により、規定よりも短くなることがあった。BNA 1948 Second sch para 3(a).

(61) See, Parry (n 20) 69. また、BPPsは、「特権的階級にある外国人」であったともされている。Fransman (n 44) 242 n 10. 1981年法施行後には、BPPsは、イギリス国民ではないとされた。*R v Chief Immigration Officer, Gatwick Airport, ex p Hajendar Singh* [1987] Imm AR 346.

3. 小括

本章では、1948年法を中心とするイギリス国籍法制について述べた。基本的に、1948年法は、1914年法の構造を維持したものであり、帝國的構造を有するものであった。

コモンウェルス市民は、CUKCsを含む3つの地位に細分化されていたのであるが、これらの地位は形式的な分類にすぎなかった。当該人物がイギリス、植民地あるいはドミニオンにつながりを有していようと、コモンウェルス市民であるかぎり、いずれもイギリスに自由に入国することができ、イギリスの出入国管理法制においては、法的に平等な地位を有していた。

コモンウェルス市民のほか、アイルランド共和国市民もイギリスに自由に入国することができた。アイルランド共和国は、イギリスから独立しコモンウェルスからも離脱したにもかかわらず、国民に含みいれられ、1948年法上、コモンウェルス市民と同様の法的地位を有していた。この取扱いは、イギリスとアイルランド共和国の間に特殊な関係があり、外国とすることでの不都合や不利益が考慮されたからであろう。

一方、BPPsは、アイルランド共和国市民と同様、外国人とは定義されず、イギリスの国籍の範囲に含めいられることになったのであるが、その法的地位は、限りなく外国人に近いものであった。

1948年には、コモンウェルス市民、コモンウェルス市民に近い法的地位を有するアイルランド共和国市民および外国人の扱いがなされるBPPsが存在していたことより、それぞれの法的地位のイギリスの国籍概念は異なったものであったといえることができる。

第3章：コモンウェルス市民を対象とした移民法制

第2章で考察したように、1948年法が施行された時点で、イギリスの
178(1087) 法と政治 62巻2号 (2011年7月)

国籍を有する者のうち、イギリスに自由に入国できたのは、コモンウェルス市民およびアイルランド共和国市民であった。本章では、1948年法におけるイギリスの国籍を有する者を対象とした3つの移民法について述べることにする。また、それぞれの移民法の制定の社会的背景についても合わせて述べ、1948年法における国籍概念がどのように変容していったのかを明らかにする。

1. 1962年コモンウェルス移民法制定以前

1948年法の帝國的構造のもと、コモンウェルス市民であれば、すべての者がイギリスに自由に入国することができたので、New Commonwealth⁽⁶²⁾（以下「NCW」と略す）移民を中心として、イギリスに流入することとなった。特にカリブ地域⁽⁶³⁾や南アジアからの移民の数⁽⁶⁴⁾は1953年に「2万1000人」であったものが、1960年には「5万8300人」⁽⁶⁵⁾に上っていた。

(62) New Commonwealthとは、第2次世界大戦以降に独立し、かつコモンウェルスにとどまった旧植民地のこと。「NCW 移民は、常に『有色人種』の移民と関連づけられていた」。Karatani (n 35) 12 n 27.

(63) 特に、カリブ地域では、ジャマイカからの移民が多かった。ジャマイカでは英語が使用されていたため、多くの者がアメリカやイギリスに入国した。ジャマイカ人が、イギリスのリバプールに移民として入港したのは、1948年のことで、人数は500人であった。1951年までは1年間につき100人程度の流入であったが、アメリカが1952年マクラーレン・ウォルター法により、カリブ地域からの移民を1年間に100人までに規制したため、1952年から56年にかけて、イギリスへの入国者数が増加した。See, Harry Goulbourne, *Race Relations in Britain since 1945* (Palgrave 1998) 42.

(64) カリブ地域や南アジア以外では、イギリス領の西アフリカ、具体的には、ガンビア、シエラレオネ、ナイジェリア、ゴールドコースト（現在のガーナ）、ソマリア、エチオピアや東アフリカ地域からの入国者数も1950年代にかけて増加した。See, *ibid* 43.

(65) Satvinder S. Juss, *Immigration, Nationality and Citizenship* (Mansell

これらの移民は、特定の産業に従事するために入国したので、一部地域に集中し、当該地域では失業、住宅および社会保障をめぐる問題が生じた。これらの問題は、NCW 移民が集中している地域のみで発生したため、当初は地域問題としてとらえられていた。

しかし、1958年に、ノッティングヒルやノッティンガムで暴動が生じ、⁽⁶⁶⁾政治問題としてとらえられるようになった。NCW 移民の入国規制をめぐる移民問題は選挙での重大な争点となり、NCW 移民の流入を規制するため、1962年コモンウェルス移民法⁽⁶⁷⁾（以下「1962年法」と略す）が制定されることとなった。

しかし、NCW 移民が規制の対象としてとらえられるようになったのは、入国者数が増え、失業、住宅および社会保障を引き起こしたことが直接的な原因だったのではないとの指摘がなされている。⁽⁶⁸⁾一部の地域にNCW 移民が集中して問題が生じていたものの、依然として、一部の産業では労働者が不足していたのである。⁽⁶⁹⁾従来は、外国人、ヨーロッパ志願労働者およ

Publishing Limited 1993) 73.

(66) “‘irresponsible actions’ at Nottingham’ *The Times* (London 27 August 1958), ‘Renewed call for changes in immigration law’ *The Times* (London 28 August 1958), ‘Race riots in Nottingham’ *The Times* (London 30 August 1958) and ‘Clashes in the streets’ *The Times* (London 5 September 1958).

(67) Commonwealth Immigrants Act 1962 (CIA 1962) (10 & 11 ELIZ 2 1962 c 21).

(68) See, Karatani (n 36) 128-132.

(69) かつては難民 (Displaced Person) と称されていた。ナチスの迫害や共産主義より逃れた者で、主として西ヨーロッパの人々であった。その後、労働省の要請により、ヨーロッパ志願労働者 (European Volunteer Workers) と名前を変更された。労働省に許可された職業にのみ従事ができ、許可なく職業を変更することはできなかった。See, Diana Kay and Robert Miles, *Refugees or Migrant Workers?: European volunteer workers in Britain, 1946-1951* (Routledge 1992).

びアイルランド共和国からの移民⁽⁷⁰⁾で労働者不足を補っていたのであるが、それでも問題は解消されず、NCW 移民がそれら産業に従事したのであった。そのため1962年法は、労働力不足という問題を再び深刻化させようのものであった。こういった状況にもかかわらず、NCW 移民を入国規制の対象としたのは、NCW 移民が1948年法上、外国人ではないため、いったんイギリスに入国してしまうと、コモンウェルス市民として法的地位を有しており、自由に退去させることができなかつたからであつた。⁽⁷¹⁾それゆえ、1962年法は、コモンウェルス市民の中でも NCW 移民のみの入国を規制すると同時に、労働許可のシステムによって、労働を目的とする NCW 移民を受け入れようとしていたのである。

2. 1962年コモンウェルス移民法をめぐって

2-1. 1962年コモンウェルス移民法について

1962年法のもとで、イギリスに自由に入国できたのは、①イギリスで出生した者⁽⁷²⁾、②イギリス発行のパスポートを有しており、かつ CUKCs である者、あるいはイギリスかアイルランド共和国発行のパスポート有している者⁽⁷³⁾、③①あるいは②に該当する者のパスポートに記載されている者⁽⁷⁴⁾、のいずれかに該当する者とされた。

(70) See, Bob Hepple, *Race, Jobs and the Law in Britain* (Allen Lane The Penguin Press 1968) 48, Kathleen Paul, *Whitewashing Britain: race and citizenship in the postwar era* (Cornell University Press 1997) 90-110.

(71) 外国人には、1946年から1950年までの間に毎年平均して2万3000の労働許可書が発行され、1962年法制定後もその発行数は増加していた。Karatani (n 35) 129.

(72) CIA 1962 s 1 (2) (a).

(73) *ibid* s 1 (2) (b).

(74) *ibid* s 1 (2) (c).

また、国外追放の例外規定としてイギリスでの在留権を有する者は、①イギリスで出生した者、イギリスで出生した者を父とする者、あるいは本人の出生時に両親（あるいは両親のいずれか）がイギリスに定住していた場合、⁽⁷⁵⁾②帰化、養子縁組ないし登録による CUKCs である者、⁽⁷⁶⁾③上記①または②に該当する者の妻、⁽⁷⁷⁾のいずれかに該当する者とされた。コモンウェルス市民で、イギリスでの5年以上の継続した定住が認められる者には、⁽⁷⁸⁾在留権が認められた。

また、イギリス発行のパスポートを持たないコモンウェルス市民で労働を目的とし入国する者に対して、労働許可システムが構築され、イギリスへの入国に、カテゴリーA、BおよびCの3種類のうちのいずれかの労働許可書（Employment voucher）⁽⁷⁹⁾の取得を義務づけた。

本法は、イギリスの国籍を有する者を対象とした⁽⁸⁰⁾初めての移民法である。本法のもとで、イギリスに自由に入国できなかった者は、NCW 移民、植民地の市民および BPPs ⁽⁸¹⁾であった。そして入国規制の対象外とされたのが、

(75) *ibid* s 6(2) (a).

(76) *ibid* s 6(2) (b) (i)-(iii).

(77) *ibid* s 6(2) (c).

(78) *ibid* s 7(2).

(79) カテゴリーAの労働許可書は、特定の使用者のもとで、特定の仕事をこなうことが認められている人々に対して発行された。カテゴリーBはイギリスに有益と思われる特技や才能を持つ人々に対して、カテゴリーCはイギリスに職を持たない未熟練労働者に対して発行されていた。インドやパキスタンからの移民が多く、1962年法制定後、これらの者のうちカテゴリーCへ申請した者は30万に上った。その後も増加し続け、1966年にはカテゴリーCの労働許可証の発行を止めた。See, Dummett and Nicol (n 24) 185-186.

(80) BPPs およびアイルランド共和国市民は部分的に適用対象となっていた。CIA 1962 s 1(4) and s 6(3).

(81) 本稿第2章で述べたように、BPPs は1962年法制定以前からイギリス

CUKCsのうちイギリス発行のパスポートを有している者と、アイルランド共和国発行のパスポートを有する者⁽⁸²⁾であり、それはつまり、イギリスの市民とアイルランド共和国市民であった。

アイルランド共和国市民が対象外とされた理由として、「アイルランドとの関係には多くの例外」があり、「もはやイギリス臣民ではないが、制定法上にイギリス臣民としての特権や義務を有している⁽⁸³⁾」ことのほか、アイルランド島の南部と北部の境界に入国規制を設けることが不可能であることがあげられていた⁽⁸⁴⁾。

イギリスへの入国規制にパスポートの発行権限が用いられたのは、コモンウェルス市民の中からイギリスの本国の市民のみを、移民規制の対象から外すことが目的であったからである。コモンウェルス市民には、それぞれの地位によりパスポートが発行されており、その発行権限は、当該人物の所属する国や地域により異なっていた。

具体的には、イギリスの市民であれば、パスポートに、「イギリスにおいて女王陛下政府の権限のもと発行」あるいは「(コモンウェルス国の首都名)において高等弁務官の権限のもと発行」とされ⁽⁸⁵⁾、植民地の市民であれば、「(植民地名)において植民地政府の権限のもと発行」とされていた。パスポート発行権限とは、単に手続き上の場所ではなかった⁽⁸⁶⁾。そのため、

への入国を規制されており、引き続き1962年法でもイギリスへの入国の自由は認められていなかった。

(82) CIA 1962 s 1(2)(b).

(83) HC Deb 16 November 1961, vol 649, col 700. アイルランド共和国市民は草案の段階では移民規制の対象となっていたが、第二読会で移民規制の対象外とされた。Dummett and Nicol (n 24) 183.

(84) See, HC Deb 16 November 1961, vol 649, col 700.

(85) 諸外国に居住していても、イギリスと血統的帰属関係を有する者は、イギリスの大使館を通じ「イギリスにおいて女王陛下政府の権限の下で発行」されたパスポートを有するため、移民規制の対象とならなかった。

イギリスで発行されたとしても「(植民地名)において植民地政府の権限のもと発行」との記載のあるパスポートを持つ者は、イギリスに自由に入国することができなかつた。⁽⁸⁷⁾例えば、イギリスの植民地であるケニア出身のアフリカ人のパスポートには、「ケニアにおいて植民地政府の権限のもと発行」との記載があり、移民規制の対象となつた。

また、労働許可システムにより、Old Commonwealth⁽⁸⁸⁾ (以下、「OCW」とする)の市民は、イギリスへの入国を認められることとなつた。⁽⁸⁹⁾

新たなNCW移民の入国を規制する一方、本法施行時に、家族のいずれ

(86) イギリス発行のパスポートかどうかは、「実際には発行場所にしばしば関係していた。つまり、イギリスの権限により発行された大半のパスポートはロンドンで発行されたものであった。一方で属領の臣民のパスポートの発行の大半は植民地でおこなわれていた。しかしながら、ロンドンで出生したイギリス人が諸外国を旅行している間に香港でパスポートの更新をおこなう、あるいはイギリスに留学中に香港からの学生がロンドンでパスポートを更新する、といった例外があつた。後者の場合では、パスポートには、『海外領土の香港に則し発行した』との効力のある印を押されてたであろう。したがって、移民規制の対象となつていた。」Randall Hansen, *Citizenship and Immigration in Post-war Britain: the institutional origins of a multicultural nation* (Oxford University Press Inc 2000) 171 n 93.

(87) 「以前の印を入手し、規制対象となることをまぬがれようとしたCUKCsがいた。したがって、イギリスにいた香港のある学生が、不注意な係員が誤って印を押すことを願いながらパスポートを更新した可能性がある。もしそのようなことが生じていれば(内務省によると、数件は生じたとされる)、それらの者は移民規制から逃れることができた」とされている。ibid 110 n 39.

(88) 第二次世界大戦以前より、自治領であつたものをOld Commonwealthと呼ぶ。

(89) 労働許可システムは、コモンウェルス市民であれば人種、肌の色に関わらず適用されるものであつた。しかし、イギリス政府は、実際、OCW市民に対して、カテゴリーAあるいはBを振り分けていたとされている。See, Karatani (n 35) 130.

かの者がイギリスに在留している場合は、家族を呼び寄せることができたため、本法施行後、これら家族の入国数が増加することとなった。

2-2. 国内統合のための移民規制

上記のように、ノッティングヒルとノッティンガムの暴動により、NCW 移民の問題は政治的関心を集めた。それが強くあらわれたのが、1964年の選挙におけるスメスウィック (Smethwick) 選挙区での投票結果であった。

従来、保守党は移民規制の厳重化を求める立場を採っていたが、1964年まで労働党はマニフェストで移民問題について方針を示していなかった。1964年の選挙では労働党が勝利を取めたが、スメスウィック選挙区で、影の内閣で外務大臣を務めた労働党のパトリック・ゴードンウォーカー (Patrick Gordon Walker) が、「もし、隣人に黒人を迎え入れたければ、自由党か労働党に投票を」とスローガンを掲げる保守党のピーター・グリフィス (Peter Griffiths) に敗れた。また、スメスウィック選挙区だけでなく、1962年法の議論に対して、リベラルな方針を採っていた労働党議員がイトン (Eton) 選挙区、スラウ (Slough) 選挙区およびレイトン (Leyton) 選挙区でも敗れ、党内に大きな動揺が広がった。⁽⁹⁰⁾ 1963年には、NCW 移民規制を容認していたハロルド・ウィルソン (Harold Wilson) が党首となったこともあり、労働党は NCW 移民規制を受け入れることとなった。労働党の NCW 移民規制に関する方針は、NCW 移民の国内統合に重点を置くもので、⁽⁹¹⁾ この頃より、NCW への入国規制と国内統合が関連付け

(90) 詳しくは、ibid 129-135 を参照。

(91) 国内統合を目的とし、1965年人種関係法 (Race Relations Act 1965 (1965 c 73)) が制定された。1965年人種関係法では、皮膚の色、世系または民族的もしくは種族的出身に基づく差別が違法とされ、違反者は最大

て議論されるようになった。

2-3. ケニアのアジア人の流入

1960年代は、イギリス国内でNCW 移民への反発が高まる一方、東アフリカのイギリスの植民地が次々に、独立した時期でもあった。タンザニカは1961年、ケニアは1963年、ザンビアおよびマラウイは1964年に独立を果たした。これらの地域には、アフリカ人のほか、ヨーロッパ系の入植者、労働力としてあるいは商業をおこなうために移住したインドおよびパキスタン系のアジア人が居住していた。

ケニアでは、1950年までに「約4万人のヨーロッパ人」と「12万人のアジア人」および「500万人から600万人のアフリカ人」⁽⁹²⁾がいたとされ、⁽⁹³⁾おもに、これらの者により、社会的、経済的および政治的領野でピラミッド構造が生じていた。少数のヨーロッパ人が支配層に位置し、中間層にはアジア人、人口で多数派を占めるアフリカ人は最下層部に位置していた。⁽⁹⁴⁾アジア人は、おもに輸送業あるいは商業に携わり、⁽⁹⁵⁾多くのアフリカ人はヨー

で2年の禁固と1000ポンドの罰金を科せられた。そして、違法な差別を監視するために、人種関係委員会が設置された。しかし、差別が違法とされるのは公共の場所（ホテルやパブなど）に限定され、雇用や住宅供給での差別は含まれなかった。詳しくは、Erik Bleich, *Race politics in Britain and France: ideas and policy making since the 1960's* (Cambridge University Press 2003) 35-59 および、Martin Macewen, *Housing, race, and law: the British experience* (Routledge 1991) 51-53 を参照。

(92) Dummett and Nicol (n 24) 197.

(93) なお当時のケニアについての関連文献としては、Jeni Klugman, Bilin Neyapti and Frances Stewart, *Conflict and Growth in Africa vol. 2: Kenya, Tanzania and Uganda* (Development Centre of the Organisation for Economic Co-operation and Development 1999), Norman Miller and Rodger Yeager, *Kenya The quest for Prosperity* (Westview Press 1994) が詳しい。

(94) See, Dummett and Nicol (n 24) 197.

ロッパ人が所有する土地で農業をおこなっており、その生活は貧しかった。ケニアで独立運動が進む中、人口の多数派を占めるアフリカ人の間でナショナリズムが生じ、植民地からの脱却、とりわけ、ピラミッド構造の撤廃を求めようになっていった。

1963年の独立と同時に設定されたケニア市民権の自動取得には、アフリカ人の血統が基準として用いられた。つまり、ケニア市民権を自動的に取得できるのは、両親のいずれかがケニア市民であり、ケニアで出生した⁽⁹⁶⁾者とされた。ケニア市民権を自動取得できなかった者には、ケニア市民としての登録に2年間の猶予が与えられた。⁽⁹⁷⁾

これに対し、イギリス政府は、ヨーロッパ人に救済制度⁽⁹⁸⁾を設けたが、アジア人はケニア市民権を取得すると予測し、救済制度を設けなかった。ところが、ケニア市民権の申請による取得に、多重国籍が認められなかったため、⁽⁹⁹⁾アジア人のなかには、CUKCsの地位を維持したままケニアに留まろうとする者がいた。また、ケニア市民権の取得を申請した者は、ヨーロッパ人では「4万2000人」、アジア人では「18万5000人」に上ったが、そのうち「2万人弱」⁽¹⁰⁰⁾のみが市民権取得を認められるにとどまった。

(95) See, Robert G. Gregory, *South Asians in East Africa an economic and social history 1890-1980* (Westview Press 1993) 23 Tabele 1.4.

(96) Constitution of Kenya art 1.

(97) *ibid* art 2(5).

(98) イギリス政府の用意した3つの救済制度とは、①ケニアの植民地政府で勤務していた者への特別補償、②所有している土地の売却を希望した場合、5000万ポンドで買い上げたこと、③1964年イギリス国籍法 (British Nationality Act 1964 (1964 c 22)) の第1条規定により、ケニア市民権取得への申請でCUKCsの地位を喪失した者に対して、登録によりその地位を再取得できる権利を付与したこと、であった。See, Dummett and Nicol (n 24) 198.

(99) Constitution of Kenya art 2(5).

アジア人は、さまざまな事情により、CUKCsの地位のみを頼りとし、ケニア市民権の登録の猶予が終了する1965年11月以降も、従来と同じような生活を維持しようとしていた⁽¹⁰¹⁾。しかし、独立以前にヨーロッパ人やアジア人が有していた地位や職業などをアフリカ人が優先的にとってかわるアフリカ人優遇政策⁽¹⁰²⁾が採られた。それに加え、法律により非アフリカ人の経済活動を制限されたこと⁽¹⁰³⁾で、ケニアで従来のような生活を維持することが困難になり、1967年12月頃より非アフリカ人がケニアから出国し始め、ケニアのアジア人はCUKCsの地位を頼りにイギリスに⁽¹⁰⁴⁾入国し、1967年初頭には、その数が「毎月1000人」⁽¹⁰⁵⁾に上った。

(100) Hansen (n 86) 158. 申請者数と、市民権取得の人数が大きく異なったのは、ケニア市民権取得の申請をしても、遅延や妨害を受けていたためであるとされている。See, Gregory (n 95) 81.

(101) Karatani (n 35) 158.

(102) アフリカ人優遇政策 (Africanization) という言葉は、様々な意味で用いられており、本文中のものは、もっとも一般的な意味である。そのほかの意味については、Donald Rothchild, *Racial bargaining in independent Kenya: a study of minorities and decolonization* (Oxford University Press 1973) 226-231 を参照のこと。

(103) 1967年のケニア移民法 (Immigration Act (c 172)) は、ケニア市民以外の労働者および商人に対して、労働および取引の許可を有することを規定した。さらに同年に制定された取引認可法 (Trade Licensing Act) では、すべての非アフリカ人に対して、商取引をおこなうための要件として、再入国許可と商取引に関する許可を有することを規定した。加えて本法は、非アフリカ人が商取引をおこなえる商業地区と商品の制限も課していた。See, Ahmed Mohiddin, *African socialism in two countries* (Croom Helm 1981) 116. しかしながら、実際には、アジア人は労働許可や取引認可を受けることができなかったとされている。See, Gregory (n 95) 81.

(104) ケニア独立時、ケニアにいたアジア人の大半はCUKCsあるいはBPPsに該当した。CUKCsは、この時点ではイギリスに自由に入国することができたが、BPPsであるアジア人はイギリスに自由に入国することができなかった。

もともとケニアのCUKCsであるアジア人が有するパスポートは、植民地政府の権限のもと発行されたもので、1962年法の入国規制対象となっていた。しかし、ケニアが独立することにより、そのパスポートの発行元がイギリス政府を代表する高等弁務官⁽¹⁰⁶⁾となった。ケニアの市民権を取得した者は、ケニア政府により発行されたパスポートを有していたため、イギリスに自由に入国することができなかった。

CUKCsという地位および1962年法に変化はないものの、植民地の独立によって、独立国の市民権を取得できなかった者がイギリスに自由に入国できることとなった。東アフリカ諸国からの移民が増加しており、その中でも、とくにケニアのアジア人の入国数の増加は著しく、1967年には1ヵ月に「約1000人」⁽¹⁰⁷⁾になった。そのため、1962年法を強化するかたちで1968年コモンウェルス移民法⁽¹⁰⁸⁾（以下「1968年法」と略す）が制定された。

3. 1968年コモンウェルス移民法とパウエリズムをめぐる

3-1. 1968年コモンウェルス移民法について

1968年法は、パスポートの発行権限に加え、イギリスとの血統による帰属関係を要求することにより、ケニアのアジア人を移民規制の対象とした⁽¹⁰⁹⁾。

イギリス発行のパスポートを有する者の中で入国規制を受けなかったのは、本人または、その父母、あるいは祖父母のうちの少なくとも1人が、

(105) David Wood, 'Rapid rise in influx from Africa' *The Times* (16 February 1968).

(106) HC Deb 23 October 1967, vol 751, col 1342.

(107) 'Citizens from Kenya' *The Times* (16 February 1968).

(108) Commonwealth Immigrants Act 1968 (1968 c 9).

(109) 年間1500世帯に特別許可書 (special voucher) を発行し、許可書の保有者とその家族にイギリスへの移住を認めた。

①イギリスで出生したか、②イギリスに帰化したか、③養子縁組により CUKCs となった、あるいは、④1948年法第2部または1964年イギリス国籍法の下で、イギリスまたは登録時に効力を有していた上記1948年法第1条3項に列挙されていた国々で登録したことにより CUKCs となった者、と規定された。

本法施行により、ケニアにもイギリスにも、自由に入国することができなくなった CUKCs のケニアのアジア人の数は、「約2万人」にも上ったとされている。イギリスに入国しようとしたケニアのアジア人が、イギリスへの入国を拒否され、ケニアにも拒否され、イギリスに送還されるも拒否されるということは何度も繰り返し、一時的に留置され、最終的に一部の者がイギリスへの入国を許可されたという事例が生じた。

本法は、ケニアのアジア人をはじめとする東アフリカのアジア人を対象とし早急に制定されたため、人種差別であるとして批判された。

3-2. 1971年移民法制定の背景

1960年代から1970年代にかけて保守党は、マニフェストに、移民政策の方針を大きく掲げ、政治的勢力を拡大させていた。保守党内では、NCW 規制をめぐる、エドワード・ヒース (Edward Heath) とイノック・パウエル (Enoch Powell) の2人が意見を分けていた。

ヒースは、NCW 移民が有しているコモンウェルス市民権を、帝国とつながる「歴史的ななごり」であるとし、現在では、もはや NCW 移民はイ

(110) 前掲注(41)を参照のこと。

(111) Hansen (n 86) 153.

(112) Dummett and Nicol (n 24) 203.

(113) See, Mr R. Rhodes James, 'Ugandas Asians' The Times (8 September 1972) and Mr James Hunte and others, 'Race commission inquiry' The Times (6 April 1981).

ギリスとのつながりを有していないとした。そのため、出入国管理法制上、NCW 移民を外国人と同等に扱うことにより、その入国数を減少させることができるとしていた。

他方パウエルは、NCW 移民がイギリス社会に大量に流入することにより、イギリスの国民性が脅かされるため、入国規制をおこなうことを強く求めており⁽¹¹⁵⁾、彼の方針はきわめて人種差別的であった。

ヒースをはじめ保守党は、パウエルの移民政策とは距離を置いていたが、パウエルは方針を変えることなく、1968年のバーミンガムでの演説をおこなった。この演説でパウエルは、人種関係法の草案と保守党の移民政策を批判し、このままの移民政策では「おびただしい流血 (rivers of blood)」が生じるとした⁽¹¹⁶⁾。パウエルは、この演説がきっかけとなり影の内閣から追放されることとなった。しかしながら、パウエルの演説により、1970年の選挙で、移民や人種にまつわる問題がそれまでにはなかったほどの最大の争点となったことに加え、中流の下層階級からの保守党への注目を集めることにもなり、1970年の選挙で保守党が勝利することとなった。保守

(114) Hansen (n 86) 181.

(115) 毎年5万人から6万人の移民の入国があった1960年代中頃に、パウエルは自らの選挙区で、人種間紛争が生じる可能性を警告する人種差別的演説をおこなっていた。パウエルは、コモンウェルス市民が、イギリスに自由に入国することが可能である1948年法の構造そのものを批判していた。NCW 移民は、労働力不足を補うために受け入れられていたのであるが、1962年から1963年にかけて、パウエルは保健省大臣を担当しており、これらの受入れにより、恩恵を受けることができなかつたことがパウエルの主張の要因の1つとして指摘されている。See, John Campbell, *Edward Heath — a Biography* (Jonathan Cape 1993) 241-242.

(116) 詳しくは、E. Powell, Speech to the Annual General Meeting of the West Midlands Area Conservative Political Centre, Birmingham, 20 April 1968. Enoch Powell, *Reflections of a Statesman: The Writings and Speeches of Enoch Powell* (Bellew 1991) 373-379 を参照。

党は、1948年法の枠組みが現実とは合致しなくなっているとしたものの、イギリスの国民を確定するまでには至らず、新たな移民法の制定にむかうのであった。

もはや、1948年法の構造は、イギリスの現実に合致しなくなっており、コモンウェルス市民という法的地位は、帝国としての歴史につながるシンボルのようなものになっていた。しかしながら、「コモンウェルス市民権とその市民権の構造はこの時期、コモンウェルス構成国の支持あるいは同意なしでは維持できなくなっていた⁽¹¹⁷⁾」ため、1948年法の構造をすべてに変えることは、煩雑であり容易ではなかった。そのため、1948年法を維持したまま、移民法をさらに厳格にしてNCW 移民を規制する方法がイギリスには便宜的であったのである。そして、コモンウェルス移民法の集大成として、もっとも厳格な入国規制をおこなう1971年移民法（以下「1971年法」⁽¹¹⁸⁾と略す）が制定された。

4. 1971年移民法とウガンダのアジア人をめぐって

4-1. 1971年移民法について

それまでの移民法は、コモンウェルス市民、BPPs およびアイルランド共和国市民を対象とするものと、外国人を対象とするものとで分けられていた。しかしながら、1971年法は、これらすべての者を対象とした。

本法は、「パトリアル (patrial)」と「居住権 (the right of abode)⁽¹¹⁹⁾」という概念を作り出したことが特徴である。パトリアルとはイギリスに自由に入国することができ⁽¹²⁰⁾、居住権を有し⁽¹²¹⁾、また入国規制や強制退去に服しない

(117) Karatani (n 35) 153.

(118) Immigration Act 1971 (IA 1971) (1971 c 77).

(119) *ibid* s 2.

(120) *ibid* s 1(1).

者であった。他方でパトリアルとされなかった者は、入国規制や強制退去の対象となった。⁽¹²²⁾ 本法は、1948年法のコモンウェルスの分類とは関係なく、すべての者をパトリアルかそうでない者かの2つに分類し、パトリアルにのみイギリスへの入国の自由を認めた。

パトリアルとされたのは、①イギリスにおける出生、養子縁組、帰化または登録により CUKCs である者、⁽¹²³⁾ あるいは、②当該人物の出生時または養子縁組をおこなった際に CUKCs であった者を両親のいずれかとして出生した者、あるいは養子とされた者でかつ、(i) その親がイギリスにおける出生、養子縁組、帰化および登録により CUKCs であった者であるか、⁽¹²⁴⁾ あるいは (ii) 当該人物の親も、出生または養子縁組により CUKCs である者を両親（当該人物の祖父母）のいずれかとして出生あるいは養子縁組がなされた者であるか、⁽¹²⁵⁾ ③イギリスに定住しており、かつ5年以上当該箇所を常居としている CUKCs である、⁽¹²⁶⁾ あるいは④出生または養子縁組によるコモンウェルス市民で、当該人物の両親のいずれかがイギリスにおける出生による CUKCs であり、かつ当該人物の出生または養子縁組の際に CUKCs であった者、⁽¹²⁷⁾ のいずれかに該当した者であった。⁽¹²⁸⁾

(121) *ibid* s 2(6).

(122) *ibid* s 1(2).

(123) *ibid* s 2(1)(a).

(124) *ibid* s 2(1)(b)(i).

(125) *ibid* s 2(1)(b)(ii).

(126) *ibid* s 2(1)(c).

(127) *ibid* s 2(1)(d). 独立自治領（ドミニオン）の市民、市民権を有しないイギリス臣民の一部が該当した。ただし、これらの者の両親のいずれかがイギリスで出生していなければ、パトリアルとされなかった。CUKCs であれば、CUKCs である祖父母まで血縁的帰属関係をさかのぼることができたので、これに比べると、独立自治領（ドミニオン）の市民、市民権を有しないイギリス臣民がパトリアルと認められることは、やや制限的であっ

本法は、1962年法および1968年法に規定されていたパスポートの発行権限を基準としておらず⁽¹²⁹⁾、パトリアルか否かを基準とした。パトリアルには、イギリスでの出生に加えてイギリスとの血統的帰属関係が求められており、それには、イギリスの本国市民、あるいは他国へ移住したイギリスの本国市民の子孫が該当した。

他方 BPPs, NCW 移民およびすでに入国した NCW 移民が本国に残してきた家族はすべてパトリアルではない者とされた⁽¹³⁰⁾。本法により、コモン

たといえる。

(128) そのほか、女性でイギリスでの居住権を有していたのは、コモンウェルス市民で、本文中の①、②あるいは③に該当する CUKCs であるか、あるいは④のコモンウェルス市民の妻である者か (ibid s 2(2) (a)), CUKCs あるいはコモンウェルス市民の妻であった者 (ibid s 2(2) (b) (i)), あるいは、①か②に該当した者の妻であり、かつイギリス臣民であった者で、夫の死がなければ1948年法により CUKCs となった者。ただし、女性の場合、本文中の①あるいは②における登録による CUKCs への規定は、本法の可決以前に CUKCs と婚姻したことにより登録した場合を除き、1948年法の第6条2項により登録をした者、あるいは本法施行後の登録した者は含まないとされた。ibid s 2(2) (b) (ii). その他、本法第2条3項には、両親のいずれかの死後に出生した子の親に関して、①にある「子の出生時」が「親の死亡時」に置き換えられるなどの項目が規定されている。ibid 2(3) (a)-(d).

(129) 1962年法および1968年法で、移民規制の対象外となっていたパスポートを有するコモンウェルス市民の多くが1971年法により、入国規制対象となってしまった。しかしながら、これらのパスポートには再入国権 (readmission) が記載されていた。再入国権とは、居住権を意味するものではない。そのため、入国規制や強制退去の対象となりえた。1971年法は、この再入国権と関連しておらず、また1981年法も、再入国権を有したパスポートについてはなんら規定をしていない。この再入国権と居住権の関係については、Fransman (n 44) 263-265 が詳しい。

(130) 労働を目的とする移民は、労働許可書を取得している必要があった。この労働許可書を有することで、ある特定の職種に一定の期間の在留が認められたが、仕事や住居の変更の際には警察への届け出を必要とした。5

ウェルス市民であっても、パトリアルでないと、出入国管理法制上、外国人と同様の取扱いがなされることとなり、本法は事実上、イギリスの市民を決定するものであった。

そのほか、本法は、イギリスへの入国管理を厳格にする一方、イギリス、アイルランド共和国、チャンネル諸島およびマン島間の移動につき出入国規制を設けない共通旅行区域（the common travel area⁽¹³¹⁾）を規定している。一部をのぞいたアイルランド共和国市民はパトリアルではなかったが⁽¹³²⁾、その多くが共通旅行区域の設定によりイギリスに自由に入国することができた⁽¹³³⁾。

4-2. 1981年イギリス国籍法制定の背景

移民法の集大成として制定された1971年法は、おおむね成功をおさめ⁽¹³⁴⁾、1972年2月にEC加盟を果たし⁽¹³⁵⁾、また1976年には人種関係法が制⁽¹³⁶⁾

年間の在留により、これらの者はイギリスに居住する権利を取得することができた。他方、不法滞在者の強制退去に関する権限を強化し、移民の家族として入国できる数を制限し、本国への帰国を表明した者には、経済的支援をおこなった。See, Campbell (n 115) 392.

(131) IA 1971 s 1(3). なお、共通旅行区域の起源に関しては、Bernard Ryan, 'The Common Travel Area between Britain and Ireland' (2001) 64(6) MLR 855 が詳しい。

(132) パトリアルとされたのは、1922年3月31日以前に南アイルランドの26州で出生した者でイギリス臣民である者。IA 1971 s 2(3)(c). 1971年法制定まで、アイルランド共和国市民でイギリス臣民の地位を保持しているかいないかでは出入国管理法制上、大きな違いはなかったが、本法によりパトリアルか否かに分かれることとなった。See, Fransman (n 44) 225.

(133) また、イギリスに常居を有しているアイルランド共和国市民は、強制退去の対象とならなかった。IA 1971 s 7(1).

(134) See, Campbell (n 115) 392-393.

(135) EC加盟に際してイギリスはECにおける「イギリス国民」を設定し

定されるなど、1970年代はもっとも包括的な統合政策が採られていたとされる。しかしながら、1971年のウガンダでの軍事クーデターが、イギリスの国籍法制および移民法制に大きな影響を与えることとなった。

独立前のウガンダは、社会、経済および政治などの領野が階層化され、支配者層はヨーロッパ人、中間層はアジア人、最下層にアフリカ人が属しており、独立以前のケニアとほぼ同様の状況にあった。ウガンダは1966年の独立した際に、ウガンダ市民権を規定し、その自動取得を、当該人物およびその父親の出生地がウガンダであった場合に認めた⁽¹³⁷⁾。ウガンダ市民権を自動取得できなかった者には申請による取得が設けられ、期限は2年間とされた。当時のウガンダには「約7万3000人のアジア人」⁽¹³⁸⁾がおり、そのうち半数はCUKCsの地位を有していた。

申請によるウガンダ市民権の取得には多重国籍が認められず、申請をおこなわなかった者がいた。また、申請をおこなっても、期限までに「1万2000人」⁽¹³⁹⁾分の処理がおこなわれなかった。ウガンダ市民権を取得できなかったウガンダのアジア人は、ケニアのアジア人と同様、CUKCsの地位

ているが、この範囲は1948年法とも1971年法とも完全に合致するものではない。EUにおけるイギリスへの入国の自由をめぐる問題については別稿で述べることとする。

(136) 本法は、1968年の人種関係法の差別の定義を拡大し、直接差別のみならず間接差別も含まれるとし、国籍に基づく差別も違法差別とした。Race Relations Act 1976 (c 74) s (1) (b). 違法差別からの救済にあたり、独自に調査をおこなえる権限を持つ人種平等委員会を設立した。なお、詳細は、Anthony Laster, 'From Legislation to integration — Twenty years of the Race—', Tessa Blackstone, Bhikhu Parekh and Peter Sanders (eds) *Race Relations in Britain* (Routledge 1998) 25-35 を参照のこと。

(137) The Constitution of the Republic of Uganda art 4(1).

(138) 'The British of Uganda' *The Times* (London 7 August 1972).

(139) *ibid.*

を頼るほかなかったが、これらの者はパトリアルではなかったので、イギリスに自由に入国することができず⁽¹⁴⁰⁾、その大半がウガンダにとどまることとなった。

しかしながら、独立後、すぐにはケニアのアジア人問題のような事態は生じなかった。それは、独立後に大統領となったオボテ (Obote) がアジア人の流出による国内経済への影響を懸念したため、「3万人のアジア人」⁽¹⁴¹⁾にウガンダ市民権と商業活動をおこなう権利を付与し、アフリカ人優遇政策も比較的緩やかにおこなったからであった。そのため、多くのアジア人は、CUKCsのままウガンダに独立前と変わらず居住していた。

しかし、1971年1月にアミン (Amin) が軍事クーデターをおこし、オボテを追放したことにより、アジア人をめぐる状況が急変した。アミンは、アジア人をウガンダ経済および社会から突如として排除しようとしたため⁽¹⁴²⁾、アジア人はウガンダにとどまることができなくなった。ウガンダのアジア人は、イギリスにも自由に入国することができず、無国籍者と同様になっ

(140) 特別許可書は年間1500世帯を対象に発行されたが、「1500より増やすことができない」と、内務省次官のデービッド・レーン (David Lane) が発言している。See, 'Gen Amin confirms that other Asians will find themselves affected by his repatriation plan' *The Times* (London 8 August 1972).

(141) Mahmood Mamdani, *Politics and Class Formation in Uganda* (Foutatin 1999) 280-281.

(142) アミンは、ウガンダ市民であるか否かにかかわらず、「5万人」のウガンダのアジア人に対し、ウガンダから3ヵ月以内に退去するように勧告をおこなった。'Gen Amin confirms that other Asians will find themselves affected by his repatriation plan' *The Times* (London 8 August 1972). この勧告に対し、イギリス政府はアミンとの話し合いの場を設けることもできず、その後もアミンのアジア人を排除しようとする姿勢は変わることはなかった。'Mr Rippon flies to Ugandas in effort to stop expulsion of 50,000 British Asians', 'Amin delay augurs ill for talks', Jon Groser, 'Lords told deadline 'inhumane' *The Times* (London 12 August 1972).

てしまったのである。

しかし、ウガンダのアジア人は、1948年法によりイギリスの国籍を有しており、それを証明するパスポートを有していた。ヒースは「ケニアやウガンダに存在するイギリスのパスポートを有する者は、われわれの帝国の歴史にルーツを有する⁽¹⁴³⁾」ため、イギリスにはウガンダのアジア人を受け入れる義務があると⁽¹⁴⁴⁾した。これに対し、パウエルは、大規模な移民の受入れはないとしていた保守党のマニフェストを引き合いに出し、政府の方針は「たわごと」⁽¹⁴⁵⁾であると強く批判した。ヒースは、諸外国にもウガンダのアジア人者を受け入れるように外交的努力をおこない、最終的に「約2万8000人⁽¹⁴⁷⁾」をイギリスに受け入れることとした。

1971年法は制定当初、もっとも厳格な移民法とされていたが、ウガン

(143) Mecheal Hatfield, 'Monday Club told British reputation is at stake' *The Times* (London 21 September 1972).

(144) ウガンダのアジア人が、イギリスのパスポートを有していたため、イギリスにはこれらの者を受け入れる法的義務があるとしたのである。ヒース自身、保守党議員であり、1965年にはシリル・オズボーン (Cyril Osborne) による厳格な移民規制を求める法案に賛成しており、全面的に移民規制に反対していたのではない。See, Philip Ziegler, *Edward Heath* (Harper Press 2010) 267.

(145) 'Mr Heath forestalls Mr Powell on obligation to Uganda Asians' *The Times* (London 21 September 1972).

(146) カナダは、「5000人」を受け入れた。'Canadian Government agree to take some Ugandan Asians' *The Times* (London 25 August 1972). インドは、「数千人」の受入れに同意した。Dummett and Nicol (n 24) 234. そのほか、アメリカ、西ドイツおよびスウェーデンが、少数ではあるがその受け入れに同意したとされている。Hansen (n 86) 199.

(147) HC Deb 25 May 1976, vol 912, col WA 144 and Hansen (n 86) 20. なお、受け入れた者の大半は、高度に熟練した技術を持っているか、あるいは意欲のある労働者であった。そのため、受入れには困難はなかったとされている。See, Campbell (n 115) 394.

ダのアジア人問題が生じ、1976年には、NCW 移民の入国数が「5万5000⁽¹⁴⁸⁾人」に増加していた。⁽¹⁴⁹⁾ 移民法を厳格にすることにも限界が近づいており、問題は移民法ではなく、1948年法の構造にあるということが明らかとなったのであった。また、1948年法のイギリスの国籍を有する者の範囲と、1971年法のパトリアルの範囲が異なることにより、イギリスの入国管理は複雑さを極め、誰がイギリスに自由に入国できるのかを把握することが容易ではなかった。

それに加え、上述のように、これまでの移民法はおもに NCW 移民を対象とするものであり、OCW 市民はさまざまな方法で入国規制の対象とされていなかったのであるが、この時期、「OCW 市民を優先的に取り扱うべきではない⁽¹⁵⁰⁾」として、OCW 市民の入国管理における法的取扱いについても批判されるようになっていた。

これらを背景とし、1948年法と1971年法による入国管理における二重構造の解消を目的として、1981年法が制定されることとなった。

5. 小括

本章では、1948年におけるイギリスの国籍を有する者への入国規制について述べた。コモンウェルス市民は、3つの地位に細分化されていたものの、イギリスへの入国に関しては平等とされていた。しかし、1962年法は、CUKCs である NCW 移民の入国数が増加したことにより、NCW 移

(148) David Butler and Gareth Butler, *Twenty-Century British Political Facts 1900-2000* (8th end, Macmillan 2000) 352.

(149) 1971年には「4万4000人」であった NCW 移民における入国者数は、1973年には「3万1000人」に減少したが、1974年には「4万2000人」、1975年には「5万3000人」、1976年には「5万5000人」に増加している。
ibid 352.

(150) Ziegler (n 144) 269.

民のみを規制対象とするように、パスポートの発行権限を基準とした。そして1968年法は、ケニアのアジア人を中心とする、東アフリカの旧植民地のアジア人の入国を規制するため、1962年法のパスポートの発行権限に加え、イギリスとの血統的帰属関係の有無を基準に加えた。さらに、1971年法では、増加し続ける NCW 移民に対する反発の高まりから、パトリアルであるか否かを基準として、イギリスへの入国を規制することとなった。

このようにして、イギリスは、NCW 移民の入国数が増加するごとに、その流入を制限するため移民法を規定していた。移民規制の対象外とされていたイギリスの本国市民や OCW 市民がヨーロッパ系である一方、規制対象となった NCW 移民の大半は有色人種であったことをかんがみると、イギリスの移民規制が人種差別的であったことは明らかである。

第4章：結論にかえて

本稿ではイギリスの国籍概念を明らかにするため、1948年法を中心とするイギリスの国籍法制を述べ、1948年法を基礎とし制定されたコモンウェルス市民を対象とする3つ移民法の構造について述べた。

1948年法は、1914年法から引き継がれた帝國的構造を有し、コモンウェルス市民、アイルランド共和国市民および BPPs にイギリスの国籍を与えた。CUKCs をはじめとするコモンウェルス市民は、当初、イギリスへの入国については法的に平等な取扱いを受けていたのであるが、NCW 移民が増加するたびに、移民法によって入国を規制され、コモンウェルス市民間に差異が生じることとなった。そして、これらの者のイギリスの国籍概念は、イギリスへの入国の自由と直接的に結びつかなくなった。イギリスにおける国籍概念は、立憲的に形成されたものではなく、歴史的に形成されてきたものなのである。

1962年法により、1948年法が規定する幅広いイギリスの国籍の範囲から事実上のイギリス市民が区分され、1968年法および1971年法によりその範囲が徐々に縮小されることとなった。その基準となったのは、イギリスとの帰属関係である。入国規制の対象となったのは、植民地や独立したコモンウェルス構成国とのつながりを有する者であり、これらにはイギリスへの入国が認められるほど、イギリスとの帰属関係が見いだされなかった。出入国管理法制には、イギリスとの帰属関係の有無が反映されたが、1948年法は維持され、すべての法的地位はイギリスの国籍の範囲に含まれたままであった。イギリスの国籍には、コモンウェルス市民、アイルランド共和国市民およびBPPsという法的地位が存在し、イギリスとのつながりは各地位で異なり、また、コモンウェルス市民であっても、イギリス本国市民、OCW市民およびNCW移民では、イギリスとの帰属関係が異なっていた。このようにして、イギリスの国籍には、複数の法的地位が存在し、それぞれにイギリスとの帰属関係が異なっていたため、イギリスの国籍概念に法的多様性を見いだせるのではないかと考察する。

ただし、本考察は、イギリスの国籍概念に対するものであり、第1章で述べたように、日本とイギリスでは、現在に至るまでの国籍法制の変遷や国籍に見出されてきた意義も異なるため、イギリスの国籍概念を直接的に日本の議論にもたらしことはできない。そのため、本稿は、イギリスの国籍概念に示唆を求めるものであって、日本における国籍概念を再考する継続的研究の序論にすぎない。

イギリスの国籍法制についていえば、1981年法以降、その帝國的構造を修正させていく。そのため、国籍概念を研究するうえで、帝国の歴史と強く結びついた国籍概念の、現在に至るまでの変遷を明らかとする必要がある。さしあたっては、1981年法の制定過程における議論を含め、国籍に関連する制定法および判例を中心として研究をおこなってゆくこととす

る。

一九四八年イギリス国籍法における国籍概念の考察

The concept of nationality on 1948 British Nationality Act
—in terms of entry to the nationality's country —

Noriko MIYAUCHI

The purpose of this article is to examine the idea of British nationality in terms of entry to the United Kingdom and also to refer to the idea of Japanese nationality in the Japanese constitutional study.

This study analyses over 1948 British Nationality Act, Commonwealth Immigrants Act 1962, Commonwealth Immigrants Act 1968 and Immigration Act 1971. This leads the idea of British nationality on 1948 British Nationality Act was affected imperialism and had legal diversity. And it shows the idea of British nationality has been made vague historically by these immigration legislations. This legal diversity and vagueness can change the concept of Japanese nationality and its role in the constitutional study, especially in terms of the rights of aliens.

The first chapter mentions the idea of Japanese nationality and the issue around the rights of aliens in the Japanese constitutional study. The second chapter shows the legal diversity on 1948 British Nationality Act which had some legal statuses, the Commonwealth citizens, BPPs and the Irish citizens who were not aliens. And the third chapter describes that 3 immigration legislations which treated a part of the Commonwealth citizens, mainly New Commonwealth citizens, as aliens in terms of entry to the United Kingdom. The fourth chapter leads the conclusion.